

長野県森林づくり指針について

～現行指針において掲げる「今後の取り組むべき方向」の評価（素案）

【（参考）今年度中に実施予定の上記以外の作業】

- ①指針で掲げる「具体的な方策」の取組の評価
- ②近年の森林・林業を取り巻く状況変化や技術進歩（ゼロカーボン、SDGs、スマート林業）などにより、新たに次期指針に盛り込むべき項目の選定

長野県森林づくり指針について

H16.10月 長野県ふるさとの森林づくり条例制定

基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくり(森林を守り、育てること)を行う。

基本方針

- 森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- 身近な資源である県産材の有効利用
- 森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用

【森林づくり指針の制定根拠】

第9条
県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本となる指針を定めなければならない。

H17. 6月 条例に基づく「森林づくり指針」策定

多様な森林をバランスよく配置し
多面的機能を持続的に発揮

森林と人との新たな絆の構築

県民の主体的な参加により、森林の多面的な機能を持続的に発揮できるよう森林づくりを進める。

H22. 11月 「森林づくり指針」を改定

森林・林業を取り巻く情勢の変化

- 災害に強い森林づくりへの関心の高まり
- 地球温暖化防止への関心の高まり
- 世界的な木材需給構造の変化に伴う、国産材への期待の増大
- 循環型社会構築への期待の高まり
- 国の森林・林業再生プランの策定
- 野生鳥獣被害の深刻化
- 耕作放棄地の増加
- 山村社会の維持が困難

重点的に実施すべき
方策の明確化

発揮すべき機能
に応じた森林づくり

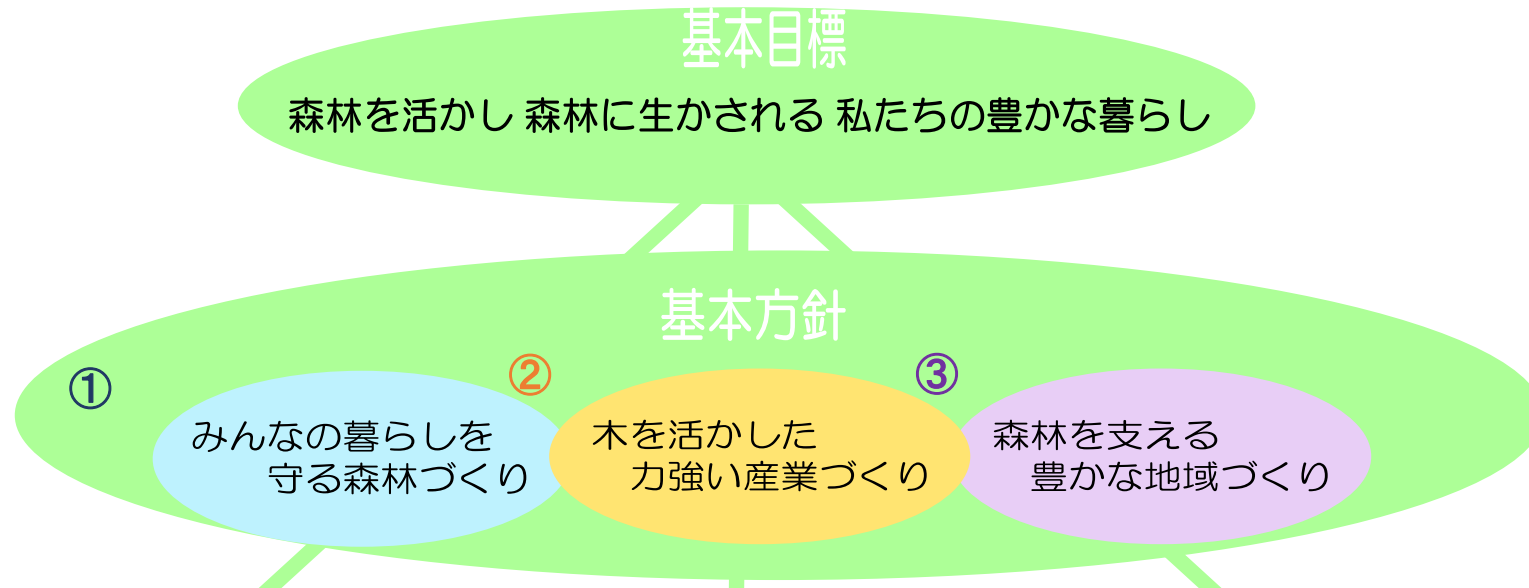
林業・木材産業
の再生

地域社会の維持

これらの視点を強調して
指針を改定

※計画期間を県の総合計画と揃えるため、2年間延長し、終期をR4年度末まで延長(R3.2)

長野県森林づくり指針の構成



「基本目標」の実現のため、「基本方針」を踏まえて具体的な方策を展開するために、めざす「姿」を設定

森林の姿：100年先

適地・適木を基本とした多様な林齢・樹種からなる森林が形成されており、資源の循環利用が期待される森林からは持続的に豊かな資源が供給されています。

防災や水源涵(かん)養などの公益的機能が期待される森林は、その機能が高度に発揮され、県民の暮らしを守っています。

林業・木材産業の姿：10年先

森林の資源を持続的に、また、効率的かつ安定的に利用していく体制が整っています。

林業・木材産業は、その生産活動により、健全な森林づくりに貢献しつつ、循環型資源である木材を多くの人に供給するとともに、山村地域を支える産業として発展しています。

地域の姿：10年先

地域の人をはじめとする多くの人々が様々な形で森林に関わり利用することで、森林が適正に管理されるとともに、森林に関わる多様な産業や交流が生まれ、地域に活力が満ちています。

健全な森林が形成され、森林に関わる産業が活発化することで、地域社会が豊かに維持されています。

それぞれの「姿」を実現するため、今後の取り組むべき方向を明示

今回、評価する箇所

別途、評価を実施

めざす「姿」と「取り組むべき方向」を踏まえた具体的な方策の展開

「今後の取り組むべき方向」の評価

基本方針① みんなの暮らしを守る森林づくり

指針に記載されている「今後の取り組むべき方向」

- I 機能に応じた効果的な森林づくり
それぞれの地域において、重視すべき機能に応じた最も効率的かつ効果的な森林づくりが進められるよう取り組む。

- II 公益的機能の高度発揮をめざす森林づくり
将来の針広混交林化などを基本とした森林整備を推進。
また、災害に強い森林づくり、保安林の指定など、森林の保全に向けた取組を強化

- III 木材生産機能の高度発揮をめざす森林づくり
林齢の多様化など主伐や植栽も取り入れた森林づくりを推進

「今後の取り組むべき方向」の評価

基本方針① みんなの暮らしを守る森林づくり

取組内容	課題
<p>I 機能に応じた効果的な森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 下記、II・IIIのとおり。 <p>II 公益的機能の高度発揮をめざす森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 治山事業による森林整備の実施・ 森林づくり県民税を活用した防災・減災のための里山整備の実施・ 森林病虫害による被害拡大防止等の取組の実施 <p>III 木材生産機能の高度発揮をめざす森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 信州の森林づくり事業等による、搬出間伐や主伐・再造林を実施	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の合意形成を図りながら、森林の2つの機能区分の整理を行うこととしているが、現状では機能区分は理念にとどまっており、具体的に明確な区分ができていない状況ではない。・ 人工林の針広混交林化について、現状、どこまで進んでいるのか必ずしも明確になっていない。・ 主伐・再造林について、林齢の多様化に至るまで取組が進んでいる状況ではない。

「今後の取り組むべき方向」の評価

基本方針② 木を活かした力強い産業づくり

指針に記載されている「今後の取り組むべき方向」

- I 施業の集約化、路網整備・機械化等の推進とそれらを担う人材の育成等
木材生産の高度化を図る森林において、施業の集約化や高密度路網の整備、高性能林業機械の活用など、生産コストや育林コストの低減を図り、林業の収益性を向上させ、人材の育成等を進める。
- II 加工流通体制の整備等
効率的かつ安定的に県産材の利用を進められる体制を整え、県産材の需要の拡大を図り、大規模需要や地産地消等、多様なニーズに応えられる仕組みづくりを推進
- III 需要の拡大等
 - ・住宅等様々な建築物等への県産材の利用を促進
 - ・県は、率先して公共建築物等への県産材の利用を推進

「今後の取り組むべき方向」の評価

基本方針② 木を活かした力強い産業づくり

取組内容	課題
<p>I 施業の集約化、路網整備・機械化等の推進とそれらを担う人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none">・施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入支援の実施	<ul style="list-style-type: none">・コストの低減については、必ずしも主伐・再造林が進むレベルまでには至っていない。・林業従事者数が減少傾向
<p>II 加工流通体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none">・木材加工施設や木質バイオマスの利用・供給施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none">・素材生産量の増加は県外合板工場の需要に依るところが大きく、県内の製材加工量は減少傾向
<p>III 需要の拡大等</p> <ul style="list-style-type: none">・木造住宅に加え、非住宅用分野への県産材販路開拓を実施	<ul style="list-style-type: none">・県内の需要には限りがあることから、都市部などの需要をいかに取り込んでいくか

「今後の取り組むべき方向」の評価

基本方針③ 森林を支える豊かな地域づくり

指針に記載されている「今後の取り組むべき方向」

- I 仕組みづくり・人づくり
森林の管理・経営等を持続して行っていくための地域の仕組みづくり・人づくりを進める。

- II 地域資源の有効活用による地域の活性化
様々な森林資源や地域資源を有効に活用して、地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図る。

- III 野生鳥獣による農林業被害対策
地域の主要な産業である農林業を守るため、野生鳥獣の農林業被害対策などの取組を進める

「今後の取り組むべき方向」の評価

基本方針③ 森林を支える豊かな地域づくり

取組内容

課題

I 仕組みづくり・人づくり

- ・森林経営計画策定を促進
- ・里山整備利用地域の認定を進め、地域による里山の利用・管理の仕組みづくりを促進
- ・森林経営管理制度の運用に向け、市町村を支援

II 地域資源の有効活用による地域の活性化

- ・森林（もり）の里親制度等、企業による森林づくりの取組
- ・森林セラピーに係る施設整備や人材育成、学校林の利活用、信州山の日の定着

III 野生鳥獣による農林業被害対策

- ・集落ぐるみの野生鳥獣被害対策や二ホンジカの持続的、効果的な管理・捕獲体制を構築

- ・人口減少、少子高齢化が加速する中で、森林の管理や経営をどのように持続的に進めていくかが課題
- ・里山地域等における、ライフライン沿いの危険木の処理、観光地の景観を阻害する樹木の除去、松くい虫等の枯損木の処理など、従来の森林整備に加え、地域からの要請が多様化

- ・コロナ後の信州回帰志向をどのように戦略的に森林の多面的利用に結び付け、地域活性化につなげていくかが課題

- ・警戒心の強い二ホンジカの増加により、捕獲頭数が減少

指針策定の今後のスケジュール（案）

現行の森林づくり指針の計画期間は、R4年度末までとなっていることから、R3・4年度にかけて検討を進めます。検討の進め方は以下のとおりです。

- ◆大きな方向性、骨格の検討 ・ ・ R 3 年度中
- ◆目標値の設定 ・ ・ R 4 年度前半
- ◆指針策定、議会への報告 ・ ・ R 4 年度中

年度	時 期	作業項目
R 3	第1～第2 四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22～R 2の振り返り ・ 「今後の取り組むべき方向」の評価（組織内議論、県民会議意見聴取） ・ 「具体的な方策」の評価（ " " ）
	第3 四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行指針の振り返りのまとめ
	第4 四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の森林・林業の目指す姿、方向性の整理 ・ 新たに指針に盛り込む項目の選定 ・ 指針の骨格の検討
R 4	第1 四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値の設定
	第2 四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案公表・パブコメ
	第3 四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針案最終調整
	第4 四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針策定、議会報告（計画期間10年：R 5～R 14）

※上記のスケジュールは適宜、見直しを行うことがあります。